

答 申 書 (案)

平成 26 年 12 月 10 日

京都市長 門川 大作 様

京都市環境影響評価審査会
会 長 池 田 有 光

平成 26 年 11 月 6 日付け環環管第 25 号をもって諮問のありました「横大路運動公園の再整備・防災機能強化事業に係る配慮書案について」、慎重に検討を行った結果、下記のとおり答申します。

記

1 全般的事項

事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素が、適切に選定されている。

2 地下水の水質及び水位

事業計画地の一部には、埋設廃棄物が存在していることが明らかにされているが、杭の打設により、廃棄物層内の保有水が遮水層下層へ漏れ出すことのないよう、漏出対策に万全を期すこと。

3 地盤及び土壌

地盤沈下の進行により、杭にかかる荷重が増加することを想定した設計を行うこと。

4 廃棄物等

事業の実施に当たっては、最終処分場跡地形質変更に係る施行ガイドラインに則って、適切な対応を取ること。また、今後実施する調査において、配慮書案の検討段階では把握していなかった新たな環境影響が判明した場合には、適切な対策を行うこと。

5 その他

ビオトープの拠点としての機能を維持するため、生物多様性保全の観点からの緑地の整備等を行うこと。

答 申 書 (案)

平成 26 年 12 月 10 日

京都市長 門川 大作 様

京都市環境影響評価審査会
会 長 池 田 有 光

平成 26 年 11 月 6 日付け環環管第 26 号をもって諮問のありました「京都市中央卸売市場第一市場施設整備に係る配慮書案について」、慎重に検討を行った結果、下記のとおり答申します。

記

1 全般的事項

事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素が、適切に選定されている。

2 騒音及び振動

工事車両の走行に伴う騒音及び振動の影響だけでなく、工事に伴い搬出入ルートが変更された施設利用車両の影響も加味し、周辺環境への十分な配慮を行うこと。

3 景観

事業の実施により、既存施設よりも建築物が高層化する場合、景観について十分配慮した計画とすること。

4 その他

工事期間が長期にわたるといふ事業特性から、一般的には小さな環境影響と考えられる工事であっても、その期間が長期間続く場合については、周辺環境への配慮を行うこと。

答 申 書 (案)

平成 26 年 12 月 10 日

京都市長 門川 大作 様

京都市環境影響評価審査会
会 長 池 田 有 光

平成 26 年 11 月 6 日付け環環管第 27 号をもって諮問のありました「京都市立御所南小学校新校舎等整備事業に係る配慮書案について」、慎重に検討を行った結果、下記のとおり答申します。

記

1 全般的事項

事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素が、適切に選定されている。

2 生態系及び景観

計画地及び周辺の緑地等の存在が、地域の特徴的な町並みを形成していることから、周囲の緑地等とのつながりを意識した植栽とすることで、生物多様性の保全及び良好な景観の形成に取り組むこと。

3 その他

小学校の新校舎建設という事業特性から、事業の実施に伴い重大な影響を受けるおそれのある環境要素だけでなく、配慮書案中の施設の基本方針に掲げる事項についても、総合評価に反映することが望ましい。